

平成19年西東京市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 日 時 平成19年11月20日(火)
開会 午後2時01分 閉会 午後3時06分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 研修室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 沼 本 禧 一
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教育部副参与兼教育指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
教育部副参与兼教育相談担当課長 長 澤 和 子
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆
公 民 館 長 相 原 昇
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 白 井 清 美
教育企画課企画調整係主査 清 水 達 美
- 7 傍聴人 0人

平成19年西東京市教育委員会第2回臨時会議事日程

日 時 平成19年11月20日（火） 午後2時～

会 場 西東京市役所保谷庁舎4階 研修室

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第52号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）

第3 議案第53号 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者の指定について（申出）

第4 報告事項 (1) 教員に関する措置について

第5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成19年第2回臨時会

(11月20日)

午 後 2 時 0 1 分 開 会

竹尾委員長 ただいまから平成19年西東京市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

会議に入る前に、本日の議事日程についてお諮りしたいと思います。日程第4 報告事項(1) 教員に関する措置について、は人事に関する案件でございますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定によりまして会議を秘密会とし、日程第5 その他の後に開催したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 御異議ないようでございますので、日程第4 報告事項(1) 教員に関する措置について、は秘密会といたしまして、日程第5 その他、の後に開催することに決定をいたしました。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第52号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第52号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、指定管理者による弾力的な運営を行うため、規定を定めるものでございます。改正の内容につきましては、休場日の変更及び開場時間の延長を図るものでございます。西東京市教育委員会事務委任規則第2条第1項第5号により市長に申し出をする必要が生じたため、お諮りするものでございます。

詳細につきましては事務局から説明いたさせますので、よろしく御審議のほど御決定賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

東原スポーツ振興課長 それでは、議案第52号につきまして、教育長に補足して御説明いたします。

まず、改正の目的でございますけれども、本条例につきましては、市民サービスに寄与することを目的に、指定管理者による弾力的な運営を行うため、スポーツ施設の休場日及び開場時間等に関する規定を改正するものです。

なお、西東京市スポーツセンター及び総合体育館の二つの施設におきましては、開場時間の延長及び休場日を月「2回」から「1回」に変更する提案がされているところでございます。

それでは、主な内容について御説明したいと思います。

2枚目の新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思っております。右側のほうが改正前、左側が改正後という形になってございます。

まず初めに、第5条、休場日の関係でございます。

現在の条例では、「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休場日を変更し、又は別に臨時的休場日を定めることができる。」という形に

なっております。この「臨時の」という文言を削除することにいたします。左側を御覧いただきたくはございますけれども、「休場日を変更等し、又は別に休場日を定めることができる」という表現にしてございます。また、この「変更等」の「等」につきましては、休場日をふやすだけではなく、全くなす、廃止するという意味も含めてございます。この「臨時の」を削除することによって、「月2回」を「月1回」に変更するというようなことが可能になります。

次に、開場時間、第6条のほうの関係でございます。同じく第2項のほうで「臨時に変更することができる」という形になってございますけれども、この「臨時に」という文言を同じく削除するという形になります。この開場時間を変更することによって、現在、午前9時から午後9時まで、利用時間12時間の営業となっておりますけれども、この最後の区分、午後6時から午後9時までの区分についてのみ時間延長することが可能という形になります。

続きまして、第29条、裏面を御覧いただきたいと思います。中段のところに「同表備考6中」という形になってございますけれども、これはその次の備考のところでは第5項を入れるためにずらすという措置をすることによってでございます。

次に、下のほうの備考の説明に入りたいと思います。

第2表の備考でございますけれども、第1から4については変更がございませんので、省略させていただきたいと思います。

第5項でございます。この項目につきましては、開場時間の延長により、超過時間1時間当たりの利用料金を規定してございます。既に個人利用の場合の時間延長の考え方につきましては、省略いたしておりますけれども、第4項のほうで規定がございまして、このたび貸し切り利用の場合につきましては、この第4項と同等の考え方に基きまして、これに準じた規定の整備をいたしたいと思っております。

なお、本条例の改正に当たりまして、先般、11月9日に使用料等審議会のほうにおきまして、この時間延長の1時間当たりの料金の考え方について御説明いたしまして、おおむね御理解をいただいております。

また、スポーツセンターと総合体育館の二つの施設におきましては、休場日の変更と開場時間の変更につきまして、近隣住民の方々を対象に11月2日に説明会を開催いたしまして、この旨、御理解いただいております。

以上、説明とさせていただきます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第52号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第53号 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者の指定について（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第53号 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者の指定について（申出）、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、西東京市スポーツ・運動施設の管理運営を指定管理者に委任するため、その指定管理者を指定するものでございます。西東京市教育委員会事務委任規則第2条第1項第5号により市長に申し出をする必要が生じたため、お諮りするものでございます。

詳細につきましては担当より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

東原スポーツ振興課長 それでは、議案第53号 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者の指定について（申出）、を御説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、本件につきましては、来年、20年4月からスポーツ施設11カ所と運動施設1カ所の計12カ所の施設におきまして、一つの指定管理者に管理運営を任せることを目的に、このたびその選定が終了したことに伴いまして、教育委員会のほうに審議をお願いするものでございます。

まず内容といたしまして、始めに資料全体について御説明させていただきたいと思っております。

まず、初めの部分でございます。資料1から4までというふうに記載されてございます。選定委員会名簿、選定結果、基本事業計画、仮基本協定書というふうに頭出しがされてございます。それぞれビワ色の中表紙が挟んでございます。初めに「資料1 選定委員会名簿」という形になっております。次にその次のページで「資料2 選定結果」というビワ色が挟んでございます。その2枚後に資料3として基本事業計画書がビワ色で同じく挟んでございます。それから、しばらく飛びますけれども、次のビワ色のところで「資料4 仮基本協定書」というふうにタイトルが挟み込んでございます。

それでは、表紙から2枚目の資料1 選定委員会名簿でございます。こちらにつきましては、西東京市スポーツ施設等指定管理者候補選定委員会名簿でございます。

委員の構成といたしましては、市の関係者が6名、財団の関係者が3名、教育委員会の諮問機関でございますスポーツ振興審議会のほうから1名の方に加わっていただいております。計10名で構成をしている次第でございます。

次に、資料2 選定結果のほうをおめくりください。こちらのほうは、西東京市スポーツ・運動施設指定管理者候補の選定結果という形になってございます。

1番の指定管理施設の概要でございます。こちらは、上から順番にスポーツセンターから健康広場までをスポーツ施設という位置づけです。最後の市民公園グラウンドにつきましては、都市計画法のほうの規定によりまして、運動施設という形になってございます。この合わせて12施設を今回、指定管理施設という形にさせていただきたいと思っております。

次の2の募集の概要でございます。こちらにつきましては、公募期間を今年の6月4日から8月10日まで、約2カ月間持っております。応募団体につきましては7団体、この団体につきましては日本でも名立たる団体ということで御理解いただきたいと思います。次に、（3）の指定期間、こちらは来年20年4月1日から25年の3月31日まで、5年間というふうになってございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。3番目の選定の概要と結果でございます。こちら、

選定主体につきましては、先ほど御説明いたしました西東京市スポーツ施設等指定管理者候補選定委員会、こちらのほうで選定をいたした次第です。次の(2)欠格条項、こちらにおきましては、既に規定してございますけれども、西東京市スポーツ施設条例第17条に規定されてございます欠格条項をそのまま載せてございます。(3)選定基準及び次の(4)の審査の第1次審査、第2次審査でございますけれども、こちらにつきましては、次の表の選定結果表、こちらのほうで御説明をしたいと思っております。

まず、選定結果表の左の端のほうでございますけれども、区分となっております。こちらに第1次審査、第2次審査というふうな形で区分が分れてございます。

次に、選定基準、これは第1次審査のほうで16項目、第2次審査のほうで7項目。

次に、配点です。これは、一番目の部分でいけば、1人の委員さんが10点持っています。その10点をこの配点の内容で10 - 7 - 5 - 3 - 1という形で配点をいたした次第です。10人の委員さんがいらっしゃいますので、次の得点のところは10点掛ける10人で100点という形になります。

その次に、三菱電機ビルテクノサービス、今回こちらの会社で選定されたわけですが、こちらの企業名だけ載せてございます。そのほかB社からG社までというそれぞれの点数がここに掲載してございます。

最後に、右端になりますけれども、平均の点数です。それぞれの会社の平均点というのがこちらのほうで掲載してございます。

以上のような形で第1次審査のほうを配点いたしますと、総合点数で130点満点掛ける10名で1,300点が満点の表示という形になります。

この第1次審査、点数のほうを御覧いただきたいんですけども、この審査の結果の順位のところ、中段からちょっと下のほうですけども、こちらのほうで順位が掲載してございますけれども、最高得点をとったこの三菱電機ビルテクノサービスから次のE社のところまでが1位から5位までという形になってございます。このF社、G社につきましては6位、7位ということで、初めに選定委員会において決め事をしてございますけれども、第1次審査で5社に絞るといふ形から、この1位から5位までが第2次審査に進むことになりました。

この第2次審査におきましては、10月4日、プロポーザル方式という形で選定をいたしております。こちらの選定基準に基づきまして、1番から7番まで選定基準がございまして、同じく配点が1人5点、5 - 4 - 3 - 2 - 1という基準に基づきまして配点をいたした次第です。

内容といたしましては、まず事業提案の関係を初めに20分、その後、25分間、選定委員からの質疑、質問回答時間ということで、合わせて45分間の持ち時間及びこの第2次審査に進んだ会社につきましてはすべて総括責任者の出席を求めています。この総括責任者の服装なども一応参考にしながら採点したということでございます。

なお、この第2次審査の選定基準に基づきましては、第1次審査と違いまして、第1次審査の配点基準は先に募集要項でもう既にオープンにしてございましたけれども、第2次審査の配点基準につきましては、第1次審査終了後、選定委員において協議をいたしまして、第2次審査当日の始まる前に選定委員会のほうでこの選定基準を決定したということになって

おります。その結果、より綿密な選定基準を持ったというふうに理解していただいてよろしいかと思えます。

この第2次審査の結果でございますけれども、表の下から3行目でございますけれども、まず1位の会社はD社という形になりました。次に2位が今回選ばれた会社でございます。そのほか3、4、5という形で順位がついてございますけれども、この第1次審査と第2次審査の総合加点方式というのを今回採用いたしておりますので、書面審査で行った第1次審査及びプロポーザル方式で行った第2次審査の総合点で加味しますと、下から2行目でございますけれども、総合順位が御覧のように1、4、2、3、5というような形でついた次第です。

この三菱電機につきましては、第2次審査で2位という結果になったのでございますけれども、D社との比較が3点差ほどしか開いてございまして、第1次審査の点数を覆すほどの大きな開きにはなっておりません。この結果、総合順位で三菱電機ビルテクノサービスが1位という形で、指定管理者候補ということで選定したわけでございます。

なお、この選定結果に基づきましては、10月9日付で市長決裁をされているところでございます。

次に、次のビワ色のところですが、資料3 基本事業計画、こちらについて御説明したいと思えます。この基本事業計画につきましては全部で50ページほどございます。

まず初めに、1ページをごらんいただきたいと思えます。これは、指定管理業務を行うにあたっての基本方針という形で、基本コンセプトが五つほど下のほうに黒マークで掲載してございます。この方針に基づいた提案ということで、これからの内容に入っていきます。

2ページをお願いします。下から6行目ですが、高齢者の介護予防の関係とか障害者のスポーツ活動などを積極的に取り組むという部分と、また一番下のほうには、西東京市のスポーツ振興計画の具現化に向けて積極的に進めていくというような表現が載っております。

次に、4ページのほうをお願いいたします。4ページの下の方でございますけれども、有識者検討委員会という委員会が提案されてございます。こちらの委員会メンバーもこの表の中に検討材料という形でされております。またその下には、セルフモニタリングの実施による業務改善という形で、モニタリングの項目も載っております。

隣の5ページを御覧ください。上のほうでございますけれども、円滑な引継ぎといたしまして、上から4行目ですが、現在スポーツ施設に従事しておりますスポーツ指導員とか契約社員、社会教育指導員にしましては、雇用の用意をこちらのほうで触れてございます。今後、ここのところも来年に向けて調整をしていくことになってございます。

次に、6ページを御覧ください。こちらはスポーツ施設の提供に関する事業の実施方針という提案でございます。中段、「市民のニーズやライフスタイルの多様化」というところの下に、開館日と開場時間の提案という形で、新たな提案がこちらに入っております。一番下のほうでございますけれども、回数券の提案がされてございます。

次に、次のページの8ページをお願いします。この8ページにつきましては、各種研修体制がこちらのほうで掲載してございます。年間を通じた社員研修を計画的に実施していく、

また既に実施しているというようなことで、研修経過がこちらのほうに掲載してございます。

またおめくりいただいて、10ページをお願いします。プールに対する業務の考え方、特に監視スタッフの教育、育成プログラム等、また配置状況とか研修制度がこちらのほうに全体的に掲載してございます。

次に、隣の11ページのほうを御覧ください。こちらの11ページにつきましては、危機管理体制ということで提案がされてございます。真ん中よりちょっと上なんですけれども、危機管理マニュアルの整備とか、その下のほう、ちょうど真ん中ぐらいですけれども、救急対応マニュアルの整備を行って、ハザードマップを作成するというような提案がこちらのほうでされているところでございます。

15ページをお願いします。こちらのほうは、高齢の利用者や乳幼児を持つ利用者、障害を持つ利用者に対するサービスの提案という形で、(1)(2)(3)(4)という形でそれぞれ提案がされている次第でございます。

裏面、16ページをお願いします。こちらのほうはスポーツ振興に関する提案という形になっております。主に西東京市のスポーツ振興計画の推進を図っていくというのがこちらのページのほうに記載されているところでございます。

ちょっと飛びますけれども、24ページをお願いします。こちらのほうは、上から3番目の(5)におきまして、スポーツリーダーバンクの創設、またその下のほうには地域スポーツ指導者の講習会の企画・運営など、主に人材育成の考え方がこちらのページには記載されているところでございます。

次の26ページをお開きください。この26ページにつきましては、情報収集の考え方及び情報の提供の事業の提案という形になってございます。12の施設を網羅したパンフレットの作成等がこちらのほうに載っているところでございます。

28ページをお願いします。こちらのほうは各種の情報提供の方法が具体的に掲載してございます。上のほうから、大学等の連携の関係、健康情報の提供サービス、情報コーナーの設置、ホームページの関係というものがこちらのほうに載っていることになっております。

反対側の29ページでございませう。主に相談業務がこちらのほうに載っているところでございませう。体力測定や運動相談、栄養相談の日程をあらかじめ決めまして、有資格者によるカウンセリング業務を行うことになってございませう。

次に、32ページをお願いします。こちらのほうは営業活動に関する提案という形で掲載してございませう。無料のイベント開催がこの(5)番で触れてございませう。また、スポーツ体験等によって今後の利用者の拡大を図っていくというような内容でございませう。また、プールにつきましては、夏季制度の導入をしていくというようなことも(7)番のほうで、サマータイム制ということでこちらのほうに掲載してございませう。

34ページをお願いします。新たなサービスの提案でございませうけれども、四角い表示の二つ目でございませう。こちらのほうに貸しロッカーの設置、また各種レンタルサービスバスタオルや運動靴などのレンタルサービスの提案がこちらのほうでされてございませう。また、貸しロッカーにつきましては、利用者懇談会等で過去においてもその設置の要望の声がございましたので、これは大変いい内容ではないかというふうに考えてございませう。

40ページから43ページをお願いします。この40ページにつきましては、維持管理の中において特に緊急時・異常時の基本的な対応というものがこちらのほうでそのシステムのなものが載っております。遠隔監視システム等を使うとともに、もう既に置かれている情報センターの活用というような形がこちらの40ページから43ページにわたって掲載しているところでございます。

46ページ、47ページを御覧ください。こちらにおきましては、市民及び利用者等の意見反映に関する提案という形になっております。苦情や要望等のデータベース化を図り、情報の一元化によってその是正と予防の措置を実施するというのが基本的なことでございます。

48ページをお願いします。こちらのほうは自己の事業評価に関する提案でございます。既にこちらのグループで持っておりますセルフモニタリングシステムを本市においても導入し、顧客満足度、提案に則した内容でそのモニタリング結果を反映していくというのがこちらのほうの提案内容となっております。

隣の49ページでございます。個人情報に関する提案でございます。西東京市の個人情報保護条例の遵守の徹底及び今回応募された7グループの中で唯一こちらのグループだけでしたけれども、中段ちょっと下にございます日本情報処理開発協会が認定いたしておりますプライバシーマークの取得をこちらのグループのみ受けておりましたということがこちらのほうに掲載されてございます。

裏の50ページのほうをお願いします。こちらは情報公開に関する考え方でございます。こちらは、もちろん西東京市情報公開条例に基づきまして、個人のプライバシーに配慮した説明責任を行っていくというような形で内容がされてございます。

次に、ページは振ってございませぬけれども、この50ページの反対側の部分でございます。頭のタイトルで「平成20年度 西東京市スポーツ・運動施設 自主事業一覧表」という形で、ちょっと字が大変細かくなっておりますけれども、一番わかるところが、右端の行のところに文字が入っております。これ、「新規」という文字が黒い文字でずっとちょこちょこ入っているんですけれども、この新規の事業の事業展開の考え方でございますけれども、現在の財団のほうで行っている事業についてはすべて継続していくというのが基本ベースとなっております。それをベースといたしまして、なおかつ回転率、利用度の低い各施設及び各部屋、そちらのほうを利用いたしてこの自主事業の展開を図っていくというような形になっております。

ちなみに、スポーツセンターにおきましては、会議室の利用は年間で10%っていない状況となっておりますので、この会議室の形態を利用いたしまして、会議室でもできる太極拳やヨガ、腰痛や肩凝り防止体操、親子のスキンシップを目的としたベビーボックスなどの運動などを考えているところでございます。また、プールにおきましては、未就学児と親を対象といたしましたアクアトリムとか、腰痛改善の教室などをこちらのほうで提案されてございます。

一番下のところにあります総合体育館につきましては、やはり腰痛、肩凝り防止の体操教室を考えております。

その裏面を御覧ください。同じく上のほうから、「きらっと」、武道場、屋外施設という

ような形になってございます。

きらっとにつきましては、利用率が一番低い武道場を主に会場といたしまして、転倒防止教室とか、ベビーピクス教室、脂肪燃焼教室などを行っていききたいというふうに提案されてございます。

また、東町にございます武道場のほうにおきましても、のびのび体操とか太極拳、腰痛・肩こり防止体操などの教室を考えてございます。

最後に、一番下のほうにある屋外施設でございますけれども、こちらにつきましては、向台運動場とひばりが丘運動場を利用いたしまして、リトルサッカーとかキッズベースボールの教室を提案されてございます。

次に、その反対側にございます平成20年度から24年度までの収支の予算書でございます。こちらのほう、上段が収入、下段が支出というような形でなっております。

まず、上段の収入の段の一番上の項目のところで、指定管理料というのが掲載してございます。この指定管理料の内訳といたしまして、スポーツの振興にかかわる費用、施設の運営・維持管理にかかわる費用、そして合計というような形になってございます。

まず、スポーツの振興事業というこの内訳、三角マークでございますけれども、こちらにつきましては、どういう計算かということをお説明いたしますと、支出のほうにちょっと目を落としていただきたいんですけれども、支出のほうに掲載してございますスポーツ事業費及び3段目の管理費のうち、ちょっと内訳がないのでございますけれども、スポーツ振興にかかわる委託料及び一番下のほうのその他の欄ですけれども、その他のうちレンタル事業にかかわる部分、それから収入の欄にございます自主事業収入と共催事業収入を差し引いたものがこのスポーツ振興にかかわる費用というふうに算定されてございます。

次の運営・維持管理にかかわる費用につきましては、支出のほうの人件費と次の行の管理費のうち維持管理にかかわる費用及びその下の事務費の部分とその下のその他のうち賃借料や公課費等から上の段の利用料金収入を差し引いたものがこの施設運営にかかわる費用という形になってございます。この両方の費用を合計したものが指定管理料というような形でこちらのほうに掲載してございます。

次の行の利用料金収入、こちらにつきましては、内容といたしまして、団体や個人が利用するいわゆる貸し館的な収入をこの利用料金収入ということで充ててございます。

事業収入でございますけれども、こちらはスポーツ教室とか貸しロッカー、レンタルの収入がこちらの自主事業収入という形になってございます。

次の共催事業収入でございますけれども、こちらは指定管理者が管理をしていない施設、現在財団でも行っていますけれども、乗馬クラブ等の教室とか、あとハイキングなどの事業、この場合、共催事業収入にそれを充ててございます。

その他の収入欄につきましては、自動販売機の収入をこちらのほうに掲載してございます。

次に、その下の支出の項目でございます。

こちらは、スポーツ事業費につきましては、自主事業の教室事業の運営経費というのがこのスポーツ事業費の支出項目になっております。

人件費につきましては、総括責任者及び総括管理責任者など、運営管理にかかわる人件費

の部分となっております。

管理費につきましては、施設維持管理費及びスポーツ振興事業のうち委託料をこの管理費に掲載してございます。

事務費につきましては、初年度のみ掲載という形になっておりますけれども、これは初年度立ち上げ時の事務用品等でございます。

また、最後のその他の部分につきましては、賃借料や公課費、またレンタル事業にかかわる費用がこちらのほうに載ってございます。

以上で各年度によって収入と支出が積算されてございますけれども、指定管理期間の5年間で申しますと、収入の欄の上から3段目の一番右端の合計欄のところでございますけれども、14億3,982万6,055円、これが5年間の指定管理料の上限ということになります。

ちなみに、西東京市といたしまして、平成19年度の決算見込みで推計をいたしますと、5年間で約16億5,000万円ほどの費用がかかることとなります。この制度を利用いたしますと、先ほど説明した14億3,900万円ほどですから、費用対効果といたしまして、12.8%の削減及び2億1,000万円の削減効果があるというふうに見込んでおります。

次に、次のページの指定管理者 仕様書・総括というものがございます。こちらのほうは、さきの6月4日に募集を開始いたしましたときに、その募集要項に掲載していたものをこちらのほうにつけてございます。全く同じものでございます。ですから、こちらのほうは御覧おきいただきたいと思っております。

最後に、資料4の仮基本協定書となります。この仮基本協定書につきましては、市と指定管理者との関係や役割を明らかにして、指定管理期間中に何らかの問題が生じた場合の対処方法や責任の所在を明確にするということで、この仮基本協定を結ぶものでございます。

ページは振ってございませぬけれども、第7条を御覧いただきたいと思っております。この第7条のほうで指定期間を定めてございます。平成20年4月1日から平成25年3月31日までという形で、こちらのほうで規定をさせていただいてございます。

次に、第25条をお願いします。この第25条につきましては、指定管理料の規定でございます。これは先ほど述べました14億3,982万6,055円という数字がこちらのほうであらかじめ協定の中に盛り込まれているところでございます。

その次に、4枚ほどめくっていただいて、別記1というものがこちらのほうにくっついてございます。この別記1といたしまして、今回グループでございませぬけれども、指定管理者の代表団体及びその構成団体をあらかじめ協定書のほうに別記しておくという形で添付してございます。

また、この代表団体及び構成団体につきましては役割分担でございませぬけれども、ちょっとお戻りいただいて申しわけないのでございませぬけれども、先ほど説明しました基本事業計画書の5ページになるんですけれども、この5ページの中段から下のところに代表団体の関係、それから構成団体、それぞれその役割についてが記載してございます。内容的には、代表団体の三菱電機ビルテクノサービスがすべて責任を持って行うんですけれども、各社構成団体が得意な分野をそこで補っていくというような形になってございます。

また、後ろのほうをちょっと御覧いただきたいんですけれども、最後になりますけれども、

一番後ろから3枚目のところでございます。別記4といたしまして、リスク分担表をこちらのほうにつけてございます。このリスク分担表につきましては、市と指定管理者のリスク分担、負担の責任の所在を明らかにするということで、この別記4のほうであらかじめ市と指定管理者のリスク分担を明記しているということになってございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 今説明いただいたのはすべて情報公開されているのですか。

東原スポーツ振興課長 まだこちらのほうにつきましては、議決等の関係もございまして、今、手続中でございます。募集要項時のものについてはすべて情報公開のほうに備えつけてございますけれども、この協定等の部分についてはまだその作業中でございます。それで、一番最初の選定結果についてのみ、もう既に選定が終わりまして速やかにホームページでオープンにしております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 よくわからないんですけども、こういうのは実際に実施して、その後の評価項目みたいなものは市としてつくってあるんですか。

東原スポーツ振興課長 指定管理者のメリットということでよく聞かれるのでございますけれども、市民サービスと費用対効果の関係、この2点を一般的には言われてございます。今のところこの費用については、先ほど申し述べましたけれども、12.8%程度の削減効果がある。それから、市民サービスについては、実施事業が利用率の低い施設についていろいろ打つことによって市民サービスを図っていく。今後、これを注視しながら見守っていくという形になろうかと思えます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

沼本委員 私が言っているのはそれももちろんあるんですけども、今度実際に利用者がこれを利用するわけですね。そのときに、過去の経験で、この市ではないんですけども、何かトラブルがあったときに、結局、これは構成団体でやっているわけですね。そうすると、ここは私の仕事の範疇ではないからというような、そういうことをよく言われて、かぎ一つの場合でもそういうふうにして、これは私たちの仕事じゃないからと言うんですね。そういうふうなところは利用者としては非常にあれなんです。だから、そういうような評価も加えていただきたいと思うんですね、行政評価側だけではなくて、利用者の立場になったときの評価というのはどうかなということも。

村野特命担当部長 これは、第2次審査の際にプロポーザルで提案をいただきまして、第2次審査はプレゼンテーションを受けたんですが、その際に第2次審査に通過した5団体にいる質問したんですが、例えば三菱電機ビルテクノサービスを中心とした構成団体につきましては、中野区の事例で申し上げますと、たしかすべてのスポーツ施設で利用者が前年比上昇しているということは、先ほど課長が申し上げましたように、市民サービスの向上、二つの目的がありますが、その一方である市民サービスの向上には大きく寄与しているのではなからうかということで、今のところ私どものほうにはこの構成グループによる仕事の押しつけ合いというんですか、あるいはたらい回し、そういう情報としては入っておりませんの

で、行政側とすれば、これがスタートする来年の4月以降、そこいらについて注視していくということが主要な業務になっていくかなと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第53号 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者の指定について(申出)、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 その他、を議題といたします。教育委員会全般のことで結構でございますが、御質問がありましたら伺います。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

竹尾委員長 日程第4 報告事項、に移ります。

冒頭皆様にお諮りいたしましたとおり、報告事項(1)教員に関する措置については、人事に関する案件でございますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会といたしますので、恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 6 分 休 憩

午後 3 時 0 5 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成19年西東京市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 0 6 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員